

岡崎市教育委員会後援名義の使用承認に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、岡崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育、文化及びスポーツに関する事業の適正な振興を図るため、後援を行う場合の基準等について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業 各種大会、講演会、講習会、展覧会その他の催しをいう。
- (2) 後援 教育委員会が事業の企画及び実施に直接参画しないが、事業の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することによって、その開催を援助することをいう。

(名義)

第3条 教育委員会が後援を行う場合の名義は、「岡崎市教育委員会」とする。

(承認基準)

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれにも該当する事業に対して後援を承認することができる。

- (1) 事業の目的及び内容が明確であり、教育、文化及びスポーツの向上又は振興に資するものであること。
 - (2) 主催者の所在が明確で、事務遂行能力が十分であると判断されるものであること。
 - (3) 事業への参加の機会が一般市民に開放されること。
 - (4) 原則として市内で開催されるものであること。ただし、教育委員会が特別な事由があると認めるときは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援の承認を行わないものとする。
- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
 - (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められるもの
 - (3) 特定の政治団体又は宗教団体若しくは宗派を宣伝し、支持し、又は反対する意図があると認められるもの
 - (4) 岡崎市暴力団排除条例（平成23年岡崎市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団と関係があるもの又はそのおそれのあるもの
 - (5) その他後援名義の使用の承認を行うことが適当でないもの

(申請手続)

第5条 教育委員会の後援を受けようとする者（以下「主催者」という。）は、その事業開催日の30日前までに後援名義使用承認申請書（様式第1号）に次に定める書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業の目的及び内容を明確に確認できる書類
- (2) 規約、定款、沿革、名簿等主催者の概要を明らかにすることができる書類

- (3) 事業に係る収支予算書等、収入となる金銭の徴収目的が適正かつ明確で、営利又は商業宣伝の意図がないことを確認できる書類
- (4) 過去に後援の承認を受けたことがある事業と概ね同様の目的、内容等で開催される事業にあつては、過去の事業の概要がわかるもの
(承認の決定)

第6条 教育委員会は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、承認することが適当と認めたときは、14日以内に決定し、主催者に対し後援名義使用承認書（様式2号）により通知するものとする。この場合において、教育委員会が必要と認めるときは、必要に応じて条件を付することができる。
(事業内容の変更等)

第7条 主催者は、後援の承認を受けた事業の内容に変更があつた場合は、速やかに変更届（様式第3号）に第5条各号に掲げる書類のうち変更後のものを添えて速やかに教育委員会に提出しなければならない。
(承認の取消し)

第8条 教育委員会は、後援を承認した事業が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該承認を取り消すことができる。

- (1) 申請書の記載事項に虚偽が判明したとき。
 - (2) 第4条第1項各号の規定に違反することが判明したとき。
 - (3) 第4条第2項各号の規定に該当することが判明したとき。
 - (4) その他教育委員会が取り消す必要があると認めたとき。
- 2 事業実施後に第4条第2項の規定に該当することが判明した場合は、以後その団体に対する後援は行なわないものとする。

(完了・中止報告)

第9条 主催者は、事業が終了したとき、又は事業を中止したときは、その日から30日以内に事業完了・中止報告書（様式第4号）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、事業完了報告書を提出しない団体が新たに主催する事業については、当該事業完了・中止報告書の提出を受けるまでの間は、後援名義使用承認申請書を受け付けられないものとする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りではない。

(所管)

第10条 後援名義の使用の承認に当たっての所管は事業内容に係る事務を所掌する課等が行うものとし、他の課等に属さないものは教育政策課の所管とする。

(その他)

第11条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行年月日)

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

(施行年月日)

この基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行年月日)

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

(施行年月日)

この基準は、平成31年4月1日から適用する。

(施行年月日)

この基準は、令和3年4月1日から適用する。